

担当部課名	生活経済部 交通防災課 交通・防災グループ		
担当者名	副参事 鬼柳 一樹, 主事 岡田 健太	TEL	0297-45-1111(内線 137)
件名	「守谷市と株式会社ニチコムとの包括連携に関する協定」を締結		
新規・継続別	新規		
日時	2020年2月21日（金）定例記者会見終了後		
場所	守谷市役所 3階 庁議室	TEL	
主催者	守谷市	TEL	交通防災課 0297-45-1111（内線 137）
その他の関係者	株式会社ニチコム（守谷市本町 288-1）	TEL	0297-45-1501
目的又は趣旨	令和元年台風 19 号など大規模化する自然災害や、情報化・少子高齢化など、社会を取り巻く環境が急激に変化していることを踏まえ、市では、「安全・安心なまちづくり」及び「教育・福祉に関するまちづくり」の推進を目的として、茨城県南地区でドコモショップ、au ショップ、ソフトバンクショップの大手 3 キャリアを中心に携帯ショップを経営する株式会社ニチコムと、包括連携に関する協定を締結します。		
内容 (方法, 対象者, 数量等)	<p>【連携協力事項】 市と株式会社ニチコムは、次の各号について連携し協力します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防災及び災害対策に関すること。 ② 青少年の情報モラル教育に関すること。 ③ 高齢者の ICT 利活用支援に関すること。 ④ 情報発信及び広報活動に関すること ⑤ その他、目的を達成するために必要な事業に関すること。 <p>【協定締結式】 2月21日（金）定例記者会見終了後、守谷市長 松丸修久と株式会社ニチコム 野口武史代表取締役社長により、協定締結式を執り行います。</p>		
予算額 又は経費	0円		
特記事項	災害時における連携協力に関しては、モバイルバッテリー・車載用変換アダプター・各種充電器等の無償提供を想定しています。		

守谷市と株式会社ニチコムとの包括連携に関する協定書

守谷市（以下「甲」という。）と株式会社ニチコム（以下「乙」という。）は、包括連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙との相互の幅広い連携・協力関係を深め、甲における「安全・安心なまちづくり」及び「教育・福祉に関するまちづくり」を推進させることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号について連携し協力する。

なお、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

- （1）防災及び災害対策に関すること。
- （2）青少年の情報モラル教育に関すること。
- （3）高齢者の ICT 利活用支援に関すること。
- （4）情報発信及び広報活動に関すること。
- （5）その他第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではない。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙で協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

報告 1 添付資料

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき連携により知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項は又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市長

松丸 修久 (氏名は自署) 公印

乙 茨城県守谷市本町288番地1
株式会社 ニチコム
代表取締役社長

野口 武史 (氏名は自署) 社印